

あいの地域包括ケアを考える懇談会開催要領

(目的)

第1条 今後急速な高齢化の進行に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアのシステムを構築することを目的として、あいの地域包括ケアを考える懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、愛知県における地域包括ケアのシステムの構築に向けた検討を行う。

(組織)

第3条 懇談会の座長及び委員は、別表に掲げる者とする。

2 座長は懇談会を統括し、会議の進行にあたる。

(会議)

第4条 懇談会は、愛知県健康福祉部長が招集する。

(委員の代理者)

第5条 愛知県健康福祉部長は、委員が懇談会に出席できない場合に、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合、委員は事前に愛知県健康福祉部長に代理者の氏名等を届け出なければならない。

(会議等の公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については懇談会の座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(意見聴取)

第7条 懇談会は、必要に応じ委員以外の者に、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第8条 懇談会の庶務は、愛知県健康福祉部医療福祉計画課が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月17日から施行する。

(別表)

あいの地域包括ケアを考える懇談会委員名簿

五十音順・敬称略

井手 宏	一般社団法人愛知県医療法人協会会长
伊藤 実	豊根村長
鵜飼 泰光	一般社団法人愛知県病院協会副会长
岡田 温	愛知県老人保健施設協会会长
岡田 巍	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会会长
尾之内 直美	公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部代表
神谷 洋美	愛知県ホームヘルパー連絡協議会会长
亀井 克典	愛知県在宅療養支援診療所連絡会事務局長
葛谷 雅文	名古屋大学大学院教授
鈴木 雅雄	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会副会长
鈴木 正子	公益社団法人愛知県看護協会会长
田川 佳代子	愛知県立大学教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター長兼あいち介護予防支援センター長
野田 正治	公益社団法人愛知県医師会理事
早川 昌宏	愛知県老人福祉施設協議会在宅サービス委員会委員長
原田 敦	国立長寿医療研究センター病院長
◎柵木 充明	公益社団法人愛知県医師会会长
村松 章伊	一般社団法人愛知県薬剤師会会长
山田 和孝	特定非営利活動法人あたたかい心理事
渡邊 正臣	一般社団法人愛知県歯科医師会会长
◎ 座長	